

麻原被告の死刑確定

オウム、一連の事件主導

最高裁が特別抗告棄却

地下鉄、松本両サリン事件の殺人罪などで死刑判決を受けて控訴したものの、弁護団が控訴趣意書の提出期限を守らなかったとして、控訴棄却となったオウム真理教元代表麻原彰晃被告(五二)―本名・松本智津夫―について、弁護団が不服を申し立てた特別抗告審で、最高裁第三小法廷(堀籠幸男裁判長)は十五日、弁護団の訴えを棄却し、麻原被告の死刑が確定した。



麻原彰晃被告

一九九六年四月の初公判から十年余り。二十七人の命を奪った一連の事件の首謀者の裁判は、控訴審が一度も開かれないまま終結するという、異例の結末を迎えた。